

(対**大臣**・副大臣・政務官)
4月18日(火) 参・法務委

司法法制部 作成
有田 芳生議員(民進)

1 問 本改正法案の立法目的は何か、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

〔制度の概要〕

- ・ 本法案は、平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対して修習給付金を支給する制度を創設すること等(注)を内容とするもの。

(注) 本法案については、修習給付金を支給する制度の創設のほか、司法修習の確実な履行を担保するための司法修習生の懲戒に関する規定の整備等を内容としている。

〔法曹志望者の大幅な減少等〕

- ・ 法曹志望者が大幅に減少しており(注)、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも法曹志望者の確保は喫緊の課題。

(注) 法科大学院志願者数は、平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少している。

- ・ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討するとされたほか、昨年6月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化(中略)を推進する」ことがうたわれたものと承知。
- ・ これを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

(参考資料)

- 裁判所法の一部を改正する法律案の概要

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

裁判所法の一部を改正する法律案の概要

立法の目的

法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。

法律案の概要

1 修習給付金の支給等(第67条の2及び3関係)

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、以下の修習給付金を支給するものとする。

(種類)

- ① 基本給付金(一律支給)
- ② 住居給付金(住宅を借り受け、家賃を支払っている場合)
- ③ 移転給付金(修習に伴い住所・居所を移転する必要がある場合)

※ [基本給付金：月額13.5万円，住居給付金：月額3.5万円
移転給付金：旅費法の移転料基準に準拠して支給] を予定

なお、現行の貸与制については、貸与額を見直した上で上記制度と併存させる。

2 懲戒に関する規定の整備(第68条関係)

最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、罷免以外に修習の停止又は戒告の処分をすることができるものとする。

施行期日

平成29年11月1日

平成29年4月18日（火）
有田 芳生 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 本改正法案により、法曹志望者は増えるのか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 昨年9月に文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートでは、現在、法曹を志望・選択肢の一つとして考えている学生が抱えている不安として「貸与制の下で給与の支給を受けられない」ことが「司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない」、「他の進路にも魅力を感じている」、「大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい」等に次いで、上位に挙げられている。

〔結論〕

- ・ 修習給付金制度が創設されれば、このような法曹志望者等の不安要因の一つを一定程度解消することができ、法曹志望者の増加の一助になるものと思料。

もとより、法曹志望者確保のためには、修習給付金制度の創設のみならず、推進会議決定に掲げられた法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方の検討等の課題に引き続き取り組む必要があるものと思料。

（参考1）

そのほか、日本弁護士連合会のアンケートによれば、第68期司法修習生の約65%が司法試験や法曹を目指すに当たり、経済的不安を感じており、進路選択に迷ったと回答しており、進路選択に迷った者

平成29年4月18日（火）
有田 芳生 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（人事課）

3問 司法試験出願者数の推移について、法務当局に問
う。

〔結論〕

- 平成18年から行われている新司法試験の出願者数は、平成23年が11,891人であり最多となったが、以降減少を続けており、平成29年が6,716人である（平成23年時に比べ5,175人減少）。

（参考資料）

司法試験出願者数・合格者数の推移

司法試験出願者数・合格者数の推移

試験実施年	新司法試験		旧司法試験		旧司法試験+新司法試験	
	出願者数	合格者数	出願者数	合格者数	出願者数	合格者数
平成13年	—	—	38,930	990	38,930	990
平成14年	—	—	45,622	1,183	45,622	1,183
平成15年	—	—	50,166	1,170	50,166	1,170
平成16年	—	—	49,991	1,483	49,991	1,483
平成17年	—	—	45,885	1,464	45,885	1,464
平成18年	2,137	1,009	35,782	549	37,919	1,558
平成19年	5,401	1,851	28,016	248	33,417	2,099
平成20年	7,842	2,065	21,994	144	29,836	2,209
平成21年	9,734	2,043	18,611	92	28,345	2,135
平成22年	11,127	2,074	16,088	59	27,215	2,133
平成23年	11,897	2,063	6	6	11,897	2,069
平成24年	11,265	2,102	—	—	11,265	2,102
平成25年	10,315	2,049	—	—	10,315	2,049
平成26年	9,255	1,810	—	—	9,255	1,810
平成27年	9,072	1,850	—	—	9,072	1,850
平成28年	7,730	1,583	—	—	7,730	1,583
平成29年	6,716	—	—	—	6,716	—

※旧司法試験の出願者数・合格者数は、旧司法試験第二次試験出願者数・合格者数である(筆記試験免除者数を含む。)

※平成23年の旧司法試験の出願者は、全員筆記試験免除者である。

のうち約20%が司法修習の辞退を考えたことがあり、うち約71%がその理由として「貸与制に移行したことによる経済的不安」を挙げている。

(参考2)

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果 (抜粋)

〔目的・趣旨〕

法学部に在籍する学生を対象に志望動向等に関する意識調査を実施し、調査を通じて得たデータを収集・分析することによって、法曹志願者の減少に関する要因等を把握し、今後の施策の検討に活用する。

〔対象範囲〕

平成27年司法試験合格者数上位20校の法科大学院を置く大学に在籍する法学部生(1年生～4年生)

〔現在法曹を志望・選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い〕

① 司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない 922人 (50.7%)

② 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい 612人 (33.6%)

③ 自分に法曹等としての適性があるか分からない 549人 (30.2%)

④ 他の進路にも魅力を感じている 520人 (28.6%)

⑤ 司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない 493人 (27.1%)

⑥ 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間要し、時間的負担が大きい 486人 (26.7%)

(なお、母数は1,819人)

平成29年4月18日（火）
有田 芳生 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

4問 法曹志望者が減少した理由について、どのように考えるか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ （法曹志望者数を法科大学院の入学志望者数という観点からみると、ピークである平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少するなど、大幅に減少しているところ。）

〔減少の要因〕

- ・ 法曹志望者数の減少については、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっているといった事情が指摘されているところ。
- ・ また、昨年9月に法務省が文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートにおいては、法曹志望に当たっての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところ。
- ・ 法務省としては、法曹志望者の減少についてはこれら複数の要因が影響しているものと思料。

平成29年4月18日（火）
有田 芳生 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

5問 法科大学院の課程を修了したことを要件とする現行司法試験の受験資格を見直すべきではないか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 司法試験受験資格については、法科大学院課程を修了した者及び予備試験に合格した者に与えられる。
- ・ このうち、法科大学院については、法科大学院全体としての司法試験合格率が、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態を生じさせる一因となっていることなど、多くの課題が指摘されている。
- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数を回復させ、質の高い法曹を多数輩出していくため、平成30年度までを法科大学院集中改革期間とし、文部科学省において、法科大学院の抜本的な組織見直しや教育の質の向上などの必要な取組を進めるとされた。
- ・ また、法務省においても、法曹有資格者の活動領域の拡大や司法試験の在り方の検討等、必要な取組を進めるとされた。

〔結論〕

- ・ 法務省としても、まずは、推進会議決定に掲げられた取組について、文部科学省と連携し、法曹養成制度改革連絡協議会等を通じ、しっかりと取組を進めてまいりたい。

（参考資料）

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（概要）

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割*以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証し必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等

平成29年4月18日（火）
有田 芳生 議員（民進）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

6問 法科大学院修了者の司法試験合格率が、予備試験合格者の司法試験合格率より大幅に低いのは、司法試験法第5条違反ではないか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 司法試験法第5条においては、予備試験は、司法試験を受けようとする者が、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とすると定めている。
- ・ したがって、予備試験の合格者については、一般的に、法科大学院修了者と同等の学識等を有すると判断されたことになる。

〔法曹養成制度改革推進会議決定〕

- ・ もともと、法科大学院修了者の司法試験合格率については、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定において、法科大学院全体としての司法試験合格率が、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなっているとの指摘がされた。
- ・ （委員御指摘の）予備試験合格者の司法試験合格率が、法科大学院修了者の司法試験合格率を上回っている点は、このような法科大学院の状況が一因になっているものとも考えられる。
- ・ そこで、推進会議決定では、平成30年度までを法科大学院集中改革期間とし、文部科学省において、法科大学院

の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（注）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すとされた。

（注）地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- ・ また、予備試験制度の在り方についても、法務省において、法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせ、必要な制度的措置を検討するとされたところ。

〔結論〕

- ・ したがって、法務省としては、まずは、これらの施策の実施状況を見守る必要があると考えている。
- ・ （また、法科大学院修了生と予備試験合格者との間では、司法試験受験に至るまでの教育のプロセスや内容に違いがあることにも留意する必要がある。
- ・ そうすると、司法試験法第5条のみを理由として、法科大学院修了生と予備試験合格者との間の現状の司法試験合格率の違いを、単純に比較して評価することは、慎重にされるべきではないかと考える。）

（参照条文）

- 司法試験法（昭和24年法律第140号）

（司法試験予備試験）

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

- 2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。
一～八 (略)
- 3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。
一・二 (略)
- 4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。
- 5 (略)

(参考資料)

- 1 司法試験の結果について (平成23年～平成28年)
- 2 「法曹養成制度改革の更なる推進について」 (平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定) (概要)

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割*以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行／その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性を検証し必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等

司法試験の結果について(平成23年～平成28年)

※平成23年の旧司法試験の結果は含まない

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
受験者数		8,765人	8,387人	7,653人	8,015人	8,016人	6,899人
	うち法科大学院修了資格	8,765人	8,302人	7,486人	7,771人	7,715人	6,517人
	うち予備試験合格資格		85人	167人	244人	301人	382人
短答合格者数		5,654人	5,339人	5,259人	5,080人	5,308人	4,621人
	うち法科大学院修了資格	5,654人	5,255人	5,092人	4,837人	5,014人	4,245人
	うち予備試験合格資格		84人	167人	243人	294人	376人
短答合格率		64.51%	63.66%	68.72%	63.38%	66.22%	66.98%
	うち法科大学院修了資格	64.51%	63.30%	68.02%	62.24%	64.99%	65.14%
	うち予備試験合格資格		98.82%	100%	99.59%	97.67%	98.43%
最終合格者数		2,063人	2,102人	2,049人	1,810人	1,850人	1,583人
	うち法科大学院修了資格	2,063人	2,044人	1,929人	1,647人	1,664人	1,348人
	うち予備試験合格資格		58人	120人	163人	186人	235人
(最終合格者数前年比)			(+39人)	(-53人)	(-239人)	(+40人)	(-267人)
	うち法科大学院修了資格		(-19人)	(-115人)	(-282人)	(+17人)	(-316人)
	うち予備試験合格資格			(+62人)	(+43人)	(+23人)	(+49人)
合格率		23.54%	25.06%	26.77%	22.58%	23.08%	22.95%
	うち法科大学院修了資格		24.62%	25.77%	21.19%	21.57%	20.68%
	うち予備試験合格資格		68.24%	71.86%	66.80%	61.79%	61.52%
合格点(総合評価)		765点	780点	780点	770点	835点	880点
(合格点前年比)			(+15点)	(0点)	(-10点)	(+65点)	(+45点)
総合評価平均点		738.91点	761.08点	760.20点	751.16点	793.16点	829.52点
(総合評価平均点前年比)			(+22.17点)	(-0.88点)	(-9.04点)	(+42点)	(+36.36点)

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
有田 芳生議員(民進)

7問 有為な法曹人材の確保に向けた法務大臣の決意を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 有為な法曹人材確保に向け、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、しっかりと取組を進めてまいりたい。

〔法曹人材確保のための法務省の取組〕

- ・ 一昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数を回復させ、質の高い法曹を多数輩出していくため、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方の検討等の取組を進めるとされた。

〔結論〕

- ・ 法務省としても、文部科学省と連携し、他の関係機関・団体(注)の協力も得て、有為な法曹人材確保に向け、しっかりと取組を進めてまいりたい。

(注) 関係機関・団体とは、例えば、最高裁判所、日本弁護士連合会、経済産業省、外務省等である。

(参考資料)

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)(概要)

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割*以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を検証+必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等